

### 特定非営利活動法人総合福祉サポートセンターはだの

成年後見班 主任 山中 啓子



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

「総合福祉サポートセンターはだの」は、相談支援事業と成年後見事業を通じて、障害のある方々の自立生活を支援することを目的とし、平成18年、秦野市内に設立。他のサービス事業所から独立した公平・公正な立場で地域生活支援を行っています。  
 〈連絡先〉〒257-0054 秦野市緑町16-3  
 ☎0463-80-2940 URL <http://www.npo-hadano.jp>

### 住み慣れた地域で自分らしい生き方を！

当法人は、秦野市の委託事業である相談支援事業（基幹相談支援センター）と自主事業の成年後見事業を運営しています。

今回ご紹介する成年後見事業は、職員個人が後見人等になるのではなく、法人が家庭裁判所より選任される「法人後見」を実施しています。平成28年8月末現在では35名の方を受任し、その経験を活かし講師派遣や体制づくりを検討する会議への出席等を行っています。

具体的な活動においては、弁護士や臨床心理士などが参画する成年後見事業運営委員会を毎月開催し、支援内容等を確認しながらチェック機能を働かせています。

また、福祉資格を有する担当者を複数配置することで、必要に応じて担当者を交代するなどしながら、より長期的かつ専門的な支援を行うことが出来るよう努めています。

身上監護（必要なサービスに関する手続きなど、生活全般に配慮すること）と金銭管理が後見人等の主な職務になりますが、私達は特に身上監護に重きを置いて活動

しています。ご本人がどのような生活を希望しているのかなど、定期的な面談を通して聞き取り、ご本人が希望する生活を叶えるお手伝いをしています。

近年はご本人への支援のみならず、家族支援が必要なケースが増えており、行政をはじめ、関係機関との連携に多くの時間をかけています。同じ事務所内で基幹相談支援センターも運営しており、スムーズに多職種連携を行えるため、地域で暮らす障害のある方々の生活をチームで見守る体制をとっています。

また、平成27年10月に秦野市社協内に開設された「秦野市成年後見利用支援センター」とも連携しながら、市内における新たな成年後見体制を検討しています。

市内には障害者支援施設が数多く存在し、親亡き後の不安を少しでも軽くするために、ご本人と長期に関わることが可能な法人後見のニーズが高まっています。市内では法人後見の受け皿不足と後見人候補者となりうる人材育成が喫緊の課題と感じています。

これからも、障害のある皆様が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生きていけるよう、行政や他機関と連携してご本人の希望する生活支援を行ってまいります。

平成28年度  
社会福祉施設  
総合損害補償

# しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

## 老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

### プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

#### 1 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	傷害見舞費用	死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円	

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
補基本(A型) 1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



スケールメリットを活かした  
充実した補償と  
割安な保険料  
です。

- プラン2 施設利用者の補償
- プラン3 施設職員の補償
- プラン4 社会福祉法人役員の補償

◆28年度新設 使用者賠償責任補償(プラン3-①オプション)  
社会福祉法人役員の賠償責任補償(プラン4)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
 保険会社 TEL: 03(3593)6824  
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763